

趣旨

- ・国では、東日本大震災を踏まえ、平成23年12月に、津波対策の充実・強化を中心とした防災基本計画の見直しが行われ、県では、これを受け、津波浸水想定区域図の見直しを行うとともに、昨年5月に、津波対策の充実・強化や地域防災力の充実・強化などを柱とする県地域防災計画の大幅な見直しを行った。
- ・その後も、国では、引き続き、地方公共団体と民間団体間における協定締結や、市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れなどの大規模広域災害対策への備えなどの検討が進められ、昨年9月に防災基本計画が見直されたところである。
- ・今回の県地域防災計画（原子力防災計画編を除く）の見直しは、昨年9月の国の計画見直しを踏まえて、災害に対する即応力の強化、被災者への対応改善などについて、国の防災基本計画に盛り込まれた事項を明記するものである。
- ・そのほか、県がこれまで進めてきた白山火山防災協議会の設置や緊急輸送道路ネットワークの修正などについて、明記するものである。

見直しのポイント

1 災害に対する即応力の強化

- ①災害支援に係る民間事業者との協定締結の推進を明記

〔 現行では、「他の地方公共団体等との応援協定締結の推進」となっていたものを、今回、「他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進」として明記する 〕

- ②複合災害に備えた体制の整備や訓練の実施等を新たに記載

〔 原子力防災計画編では、既に盛り込み済みであるが、地震・津波災害対策編等についても、今回盛り込む 〕

2 被災者への対応改善

- ①県は緊急を要し、市町の要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たず物資を確保し、輸送することを明記

- ②緊急輸送体制の整備における運送事業者の活用を明記

〔 ・県は緊急の必要があるときは、運送事業者（指定公共機関等）に対し、必要な物資等の運送を要請する。
・運送事業者（指定公共機関等）は、緊急物資の輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。
・県及び市町は、緊急車両への優先的な燃料供給等の環境整備に努める。 〕

- ③市町・都道府県の区域を越えた被災者の受入れに関する協定締結の推進など広域的な応援体制の強化を明記

〔 現行の広域応援協定の締結に加えて、今回は、被災者の受入れに関しても、協定締結を推進する旨を明記する 〕

- ④介護保険施設（特別養護老人ホーム）等の利用者の避難支援として、県内外の施設等との協定締結の推進を明記

3 その他

- ①住民による災害教訓の伝承を明記

〔 現行の県の責務に加えて、さらに、今回は、住民自らが災害教訓の伝承に努める旨を明記する 〕

- ②県津波浸水想定区域の見直し等に伴う緊急輸送道路ネットワークの修正

- ③白山火山防災協議会の設置を明記

〔 昨年度、白山の噴火災害に対する防災対策を検討する白山火山防災協議会を設置したことにより明記する 〕

- ④気象庁の津波警報等の発表基準変更に伴う修正